

(審議会調査審議版)

旭川市  
放課後の児童の居場所づくりに係る方針  
(案)

平成28年〇月 旭川市

## 目 次

第1章 方針の策定に当たって ······ P 1

- 1 方針策定の趣旨
- 2 方針の位置付け
- 3 方針の期間
- 4 方針に反映するべき課題

第2章 方針の基本的な考え方 ······ P 3

- 1 基本的な考え方
- 2 取組の視点

第3章 具体的な取組内容 ······ P 4

- 1 児童センター
- 2 放課後子供教室
- 3 放課後児童健全育成事業
- 4 放課後の児童の居場所づくりを支える  
人材の確保及び育成

第4章 推進体制等 ······ P 20

参考資料 ······ P 21

## 第1章 方針の策定に当たって

### 1 方針策定の趣旨

本市では、放課後の児童の居場所づくりに係る取組として、保育ニーズへの対応を目的とした留守家庭児童会の整備を中心に進めている。

本市の小学生に占める留守家庭児童会利用児童数の割合を中核市の中で比較すると、高い割合となっており、それらへの対応を図るためにも、これまで、5年間で573人分の定員増を進めてきたが、平成27年5月1日において待機児童が288人生じている。

その一方、保育の必要性の有無にかかわらずに全ての小学生を対象とする取組については、児童センターの設置運営が6か所、放課後子供教室は未実施となっており、日常生活の中で利用できる児童は市全体の中で一部にとどまっている。

また、本市の放課後児童の居場所づくりに係る取組の中心である留守家庭児童会についても、保育ニーズへの対応を優先し、設備運営基準に関する最低基準（一つの支援の単位を構成する児童数に関する規定等）との整合性など保育環境充実に向けた課題がある。

これらのことから、既存施設や関連事業を組み合わせながら、効果的に放課後の児童の居場所づくりを推進するため旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針（以下「方針」という。）を策定する。

### 2 方針の位置付け

本市では、本年3月、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、旭川市子ども・子育てプランを策定している。

本方針は、プランに基づき、放課後の児童の居場所づくりに係る具体的な取組内容を整理するものである。

#### ～旭川市子ども・子育てプランより抜粋～

#### 【基本施策3－1 「子どもの主体性を育む」 主要事業1 「放課後の居場所づくり】】

取組の内容	主な取組
集団の中で社会性を学びながら主体的に活動できる場の確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童館等の整備及び運営</li><li>・留守家庭児童会等放課後児童健全育成事業の充実</li><li>・各種公共施設を活用した取組</li><li>・関係部局と連携し、放課後子ども総合プランについての手法等を検討</li></ul>

### 3 方針の期間

旭川市子ども・子育てプランと一体的に推進するため、平成28年度から平成31年度までを期間とする。

#### 4 方針に反映すべき課題

方針の策定に当たり、放課後の児童の居場所づくり及び子ども・子育て支援施策を推進するための主な課題を次のとおり整理する。

##### （1）子どもの成長段階や家庭環境に応じた多様な居場所づくりの推進

現在の取組内容は、保育ニーズに対する受け皿の確保を中心としたものであるが、子どもの学年によってその必要性も異なり、また、保育を必要としない子どもについては、安全安心な居場所づくりに係る取組が児童センターのみとなっている。

そのため、子どもの成長段階や家庭環境に応じた多様な受け皿づくりを進めいくことが必要である。

また、本市における放課後の児童の居場所づくりに係る中心的な取組である留守家庭児童会において、保育ニーズの必要性の度合に関係なく、ほぼ全てのニーズに対応せざるを得ない状況のため、それらへの対応を優先し、設備運営基準に関する最低基準を満たしていない留守家庭児童会が多数あるなど、子どもの育ち環境の充実を図る上で課題がある。

そのため、本事業についても事業手法等の見直しを含めて、今後の事業展開について整理をしていくことが必要である。

##### （2）地域全体で子どもの育ちや子育てを支えるための環境づくりの推進

本市における子ども・子育て環境を持続的・安定的に充実するためには、地域全体で子どもの育ちや子育てを支える環境が必要である。

現在、本市における放課後の児童の居場所づくりに係る取組は、利用している子ども及びその保護者と提供している市との関係が中心であり、地域住民の関わりは薄い状況にある。

そのため、市全体の子ども・子育て支援施策を推進するためにも、地域住民の多様な関わりを求めていくことが必要である。

## 第2章 方針の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

方針に反映するべき課題等を踏まえ、方針の目標を次のように整理する。

地域住民や学校、園等が連携し、放課後等において、子どもが、日常生活環境の中で、後の成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け、多様な知識・経験を蓄積し、家族や仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得していくことができる環境の実現。

放課後の児童の居場所づくりは、子どもに対する環境づくりの取組であり、その中の子ども自身の過ごし方まで踏み込もうとするものではない。

また、子どもの日常生活のエリア的な範囲は、おおむね小学校区又は中学校区を基本として、関連する取組の充実を進めていく。

### 2 取組の視点

目標実現に向けて関連する取組を効果的に進めていくため、3つの視点を意識し、反映に努めていく。

#### （1）子どもの視点

保護者に対する安心感を意識しつつも、子ども自身が、学校と家庭以外に複数の居場所を知り、主体的に、それらを活用しながら、より多様な過ごし方ができるよう努めていく。

#### （2）地域の状況に応じた進め方

児童センターの設置状況や地域が主体となった子どもに関する事業の実施状況など、地域によって状況が異なっていることを前提とし、これらの既存の施設等を活用しながら関連する取組を進めていく。

#### （3）特定財源等の効果的な活用

国では放課後子ども総合プランを策定するとともに放課後児童対策に係る財源措置の充実が図られ、さらに一部の事業において従前に比べて弾力的な事業展開の内容が示されている。今後、本方針に基づいて関連事業を実施するに当たり、これらの財源や実施手法を効果的に活用していく。

## 第3章 具体的な取組内容

### 1 児童センター

#### (1) 現状

現在、本市では児童センターを6か所設置しており、平成27年度から指定管理者により管理運営を行っている。なお、北星児童館については、施設が老朽化し、狭隘であること、また、北門児童センターと設置地域が重複しているため、平成26年度末に廃止をしている。

平成26年度における利用実績を見ると、7施設全体において、利用者数全体のうち小学生の占める割合が37.7%となっており、次に、乳幼児29.9%となっている。なお、大人の利用者については、その多くが乳幼児の保護者としての利用となっている。

また、地域における子ども・子育て支援の拠点として、現在、2か所の児童センターにおいて地域子育て支援拠点事業を実施するなど、施設の効果的な活用を図っている。

中核市の状況を見ると、市立児童館（児童センター）を設置している市が、37市となっており、1施設当たりの児童数で比較すると、その充実度は大きく異なっている。

本市の1施設当たりの児童数は2,288人となっており、中核市の中で見ると、秋田市や盛岡市等に比べて、放課後の児童の居場所として、積極的に設置を進めている状況とはなっていない。

児童館及び児童センター利用実績（平成26年度実績）

	乳幼児	小学生	中高校生	大人	合計
北星児童館	6,955	5,237	349	5,267	17,808
東光児童センター	3,907	4,682	554	3,326	12,469
北門児童センター	5,896	6,004	966	5,252	18,118
春光住民児童センター	2,787	6,869	1,684	2,359	13,699
永山児童センター	5,937	9,695	1,149	5,730	22,511
神居児童センター	1,602	8,084	808	1,486	11,980
神楽児童センター	9,696	5,732	1,177	9,745	26,350
合計	36,780	46,303	6,687	33,165	122,935

### 中核市における市立児童館（児童センター）の設置状況（平成26年度）

市名等	児童館1か所当たりの児童数	児童数	児童館の数	市名等	児童館1か所当たりの児童数	児童数	児童館の数
1 秋田市	346	14,875	43	23 高崎市	4,131	20,656	5
2 盛岡市	373	14,903	40	24 倉敷市	4,607	27,641	6
3 函館市	409	11,045	27	25 長崎市	5,104	20,417	4
4 長野市	489	20,519	42	26 柏市	5,262	21,049	4
5 青森市	731	14,613	20	27 川越市	5,886	17,659	3
6 金沢市	766	23,734	31	28 いわき市	6,051	18,152	3
7 宮崎市	1,245	22,407	18	29 宇都宮市	9,372	28,116	3
8 船橋市	1,632	32,634	20	30 豊中市	10,479	20,957	2
9 岐阜市	1,632	21,214	13	31 鹿児島市	10,843	32,529	3
10 富山市	1,663	21,613	13	32 東大阪市	11,902	23,804	2
11 那覇市	1,813	19,947	11	33 郡山市	16,959	16,959	1
12 高松市	1,823	23,695	13	34 豊橋市	21,322	21,322	1
13 高知市	1,854	16,689	9	35 豊田市	24,800	24,800	1
14 和歌山市	2,161	17,288	8	36 福山市	25,404	25,404	1
15 旭川市	2,288	16,016	7	37 大分市	26,312	26,312	1
16 姫路市	2,570	30,843	12	38 横須賀市	—	20,003	0
17 大津市	2,732	19,122	7	38 岡崎市	—	21,725	0
18 下関市	3,221	12,882	4	38 高槻市	—	18,977	0
19 前橋市	3,420	17,102	5	38 枚方市	—	22,363	0
20 西宮市	3,513	28,100	8	38 尼崎市	—	21,897	0
21 松山市	3,802	26,612	7	38 久留米市	—	16,384	0
22 奈良市	4,100	16,401	4				

#### （2）施策推進における有効性及び課題

児童センターは、保育の必要性の有無にかかわらず子どもに対して居場所を提供できるものであり、また、地域における子育て支援の拠点としての活用も図ることができることから、子ども・子育て支援施策を推進する上で有効性が高い。

しかしながら、施設整備等に多額の予算を要することから、速やかに、全市的に設置を進めていくことは困難である。

#### （3）今後の取組内容

今後、児童センターが未設置の地域において、複合施設等の整備の際に、類似機能を備えることを検討する。

#### 注) 児童館と児童センターの名称の使い分けについて

児童館は、児童福祉法により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一つとして規定されている。

さらに国の通知において、児童館の規模及び機能等により、小型児童館、児童センター、大型児童館に区分されており、本市が設定している児童館は、児童センターに区分されていることから本方針において本市に係るものは「児童センター」、中核市との比較等における記載のものは「児童館」として表記する。

## 2 放課後子供教室

### (1) 現状

平成19年度及び平成20年度に、3校においてモデル的に実施したが、本格実施とする上で、ボランティアスタッフと校舎内スペースの確保について課題があり、休止となった。

参加した児童の保護者を対象としたアンケート調査の内容からは、「子どもの言葉遣いが良くなった」、「違う学年の子どもと遊ぶようになった」など、子どもの日常生活に好ましい変化が生じているとの印象を持った保護者が多い状況であったが、現時点では実施に至っていない。

中核市の状況を見ると、放課後の児童の居場所づくりに係る取組として、保育の必要性の高い児童に対する放課後児童健全育成事業（本市では留守家庭児童会）と保育の必要性にかかわらず全ての児童が利用できる児童館及び放課後子供教室を柱として、施策を推進している。

その中で、放課後子供教室は児童館に比べて、設置及び運営に係るコストが安価であり、中核市において放課後の児童の居場所づくりに係る施策を推進する上で、中心的な取組となっている。

#### 本市における放課後子供教室モデル事業の実施状況

（各年度いずれも3校3教室を実施しており、下図は3教室分の合計）

		平成19年度	平成20年度
実施回数		85回	86回
参加延児童数		1,847人	1,944人
学年別内訳	1年生	497人	560人
	2年生	669人	578人
	3年生	246人	546人
	4年生	267人	101人
	5年生	148人	56人
	6年生	20人	103人
平均参加人数		21.7人	22.6人
スタッフ登録数		26人	70人

中核市における放課後子供教室の実施状況（平成26年度）

市名等		放課後子供教室1か所当たりの児童数	児童数	放課後子供教室か所数	市名等		放課後子供教室1か所当たりの児童数	児童数	放課後子供教室か所数
1	秋田市	338	14,875	44	23	岡崎市	1,448	21,725	15
2	奈良市	349	16,401	47	24	函館市	1,578	11,045	7
3	枚方市	349	22,363	64	25	青森市	1,827	14,613	8
4	岐阜市	386	21,214	55	26	長崎市	2,269	20,417	9
5	前橋市	398	17,102	43	27	高槻市	2,372	18,977	8
6	長野市	427	20,519	48	28	郡山市	2,827	16,959	6
7	大分市	439	26,312	60	29	盛岡市	2,981	14,903	5
8	高松市	439	23,695	54	30	鹿児島市	3,253	32,529	10
9	那覇市	475	19,947	42	31	横須賀市	3,334	20,003	6
10	倉敷市	485	27,641	57	32	豊橋市	3,554	21,322	6
11	高知市	506	16,689	33	33	金沢市	3,956	23,734	6
12	豊中市	511	20,957	41	34	船橋市	6,527	32,634	5
13	富山市	515	21,613	42	35	いわき市	18,152	18,152	1
14	尼崎市	521	21,897	42	36	旭川市	—	16,016	0
15	下関市	537	12,882	24	36	高崎市	—	20,656	0
16	宇都宮市	562	28,116	50	36	川越市	—	17,659	0
17	福山市	706	25,404	36	36	大津市	—	19,122	0
18	西宮市	759	28,100	37	36	東大阪市	—	23,804	0
19	宮崎市	830	22,407	27	36	姫路市	—	30,843	0
20	松山市	986	26,612	27	36	和歌山市	—	17,288	0
21	柏市	1,108	21,049	19	36	久留米市	—	16,384	0
22	豊田市	1,378	24,800	18					

児童館及び放課後子供教室の実施状況（平成26年度）

市名等		1か所当たりの児童数	児童数	児童館+放課後子供教室	市名等		1か所当たりの児童数	児童数	児童館+放課後子供教室
1	秋田市	171	14,875	87	23	福山市	687	25,404	37
2	長野市	228	20,519	90	24	松山市	783	26,612	34
3	岐阜市	312	21,214	68	25	柏市	915	21,049	23
4	奈良市	322	16,401	51	26	豊田市	1,305	24,800	19
5	函館市	325	11,045	34	27	船橋市	1,305	32,634	25
6	盛岡市	331	14,903	45	28	岡崎市	1,448	21,725	15
7	枚方市	349	22,363	64	29	長崎市	1,571	20,417	13
8	高松市	354	23,695	67	30	和歌山市	2,161	17,288	8
9	前橋市	356	17,102	48	31	旭川市	2,288	16,016	7
10	那覇市	376	19,947	53	32	高槻市	2,372	18,977	8
11	富山市	393	21,613	55	33	郡山市	2,423	16,959	7
12	高知市	397	16,689	42	34	鹿児島市	2,502	32,529	13
13	大分市	431	26,312	61	35	姫路市	2,570	30,843	12
14	倉敷市	439	27,641	63	36	大津市	2,732	19,122	7
15	下関市	460	12,882	28	37	豊橋市	3,046	21,322	7
16	豊中市	487	20,957	43	38	横須賀市	3,334	20,003	6
17	宮崎市	498	22,407	45	39	高崎市	4,131	20,656	5
18	尼崎市	521	21,897	42	40	いわき市	4,538	18,152	4
19	青森市	522	14,613	28	41	川越市	5,886	17,659	3
20	宇都宮市	530	28,116	53	42	東大阪市	11,902	23,804	2
21	西宮市	624	28,100	45	43	久留米市	—	16,384	0
22	金沢市	641	23,734	37					

## （2）施策推進における有効性及び課題

放課後子供教室は、学校校舎等の既存施設を活用しながら、保育の必要性の有無にかかわらずに、全ての児童に対して、放課後の居場所を提供するものであり、施策を推進する上で効果的な取組である。さらに、地域住民の関わりを求めるにより、子ども・子育て支援施策全体を推進する効果も期待できるものである。

しかしながら、本市におけるモデル的な取組の課題であるボランティアスタッフと校舎内スペースの確保について、事業の継続性を重視した検討が必要である。

## （3）今後の取組内容

旭川市子ども・子育てプランにおいて、平成31年度までに3か所で実施することとしている。

実施場所等については、児童センターを設置していない地域を中心とし、モデル事業の結果を踏まえ、学校に限定せずに地域住民会館や公民館等の地域にある既存施設の活用を含めて検討していく。

また、ボランティアスタッフについても、施設の特徴（地域住民による管理運営、図書館機能併設等）を踏まえながら、それに関わる既存の活動団体との連携を模索するなど、スタッフ側に過度の負担が生じることがないよう役割分担の整理等が必要である。

本事業は、実施場所やボランティアスタッフ等について工夫することにより、子どもの読書活動の推進や夏休み・冬休み等の長期休業中の学習支援など、多様な事業内容が期待できるものであることから、今後、目標事業量の上方修正も含めて、具体的に検討を進める。

なお、将来的な目安として、中学校区（27か所）ごとに本事業を実施することができれば、児童館と併せて33か所の実施となり、1施設（事業）当たりの児童数（約490人）からも、場所の提供という視点では中核市の中で平均的な状況となる。

取組のスケジュール

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・府内連絡会議設置</li><li>・実施場所及びスタッフ確保策の検討</li><li>・将来的な目安の検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・2か所実施</li><li>・目標事業量の見直し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・1か所実施</li></ul>	→ →

### 3 放課後児童健全育成事業

#### (1) 現状

放課後児童健全育成事業について、本市では公設公営による留守家庭児童会と民設民営として民間事業者に対する補助を実施（平成27年度から）している。

本市における小学校児童（小学校1年生から3年生）に占める留守家庭児童会利用申込児童数の割合は毎年度上昇しており、平成27年度は32.7%となっている。

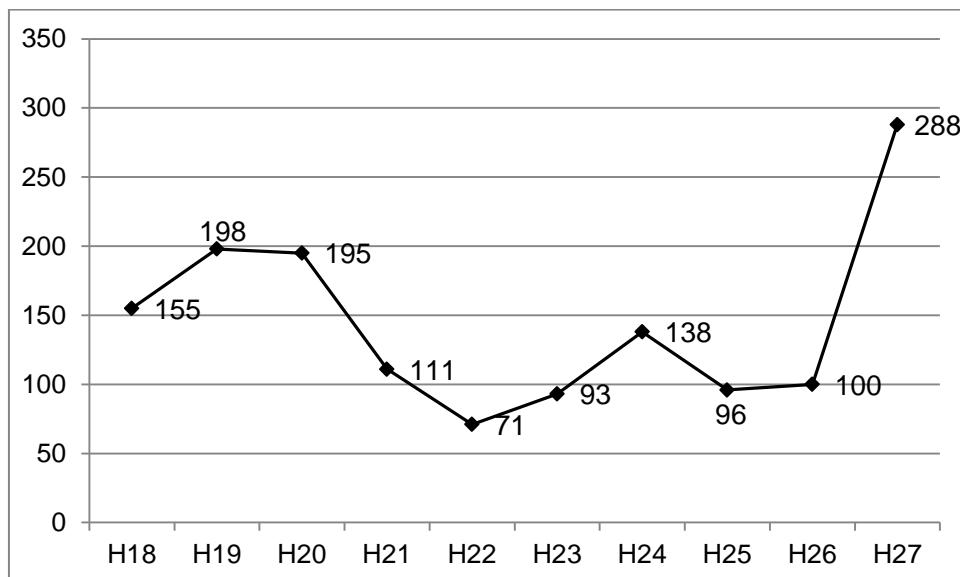
現在、これらのニーズに対して対応しきれていない状況であり、小学校1年生から3年生において139人、小学校6年生までを含めると288人の待機児童が生じている。

さらに、設備及び運営の基準に関する条例に対応し、保育環境の充実を図っていくことが必要だが、保育ニーズへの対応を優先せざるを得ない状況となっている。

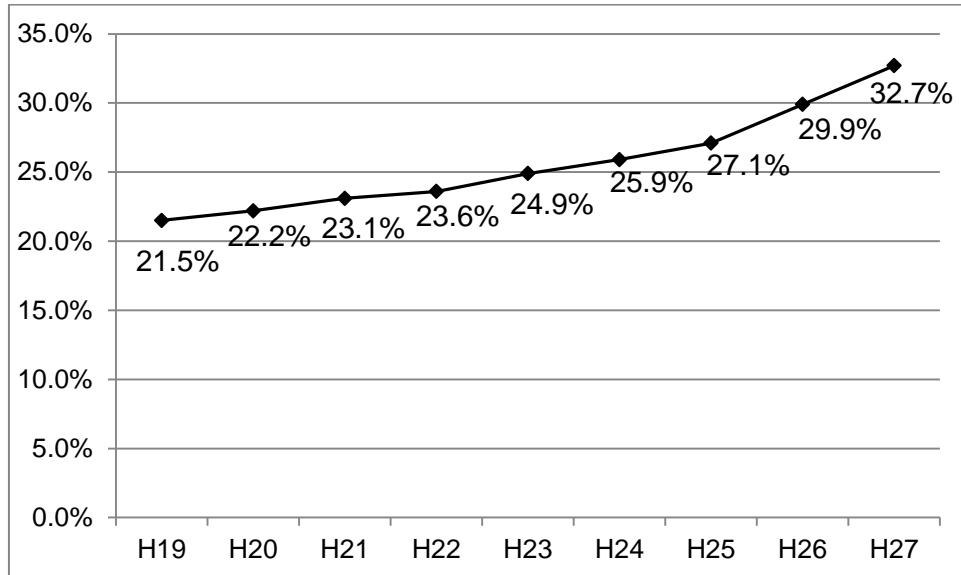
中核市における小学校児童（小学校1年生から3年生）に占める留守家庭児童会利用児童数の割合を見ると、平成26年度において本市は28.6%となっており、中核市の中で7番目に高い利用率となっている。

また、放課後児童健全育成事業の設置及び運営形態別の実施状況を見ると、公設公営、公設民営、民設民営の3つの手法の複数を組み合わせて実施している市が多い状況である。

留守家庭児童会待機児童数の推移（各年度5月1日）



児童数（小学校1年生～3年生）に占める  
留守家庭児童会ニーズ量（申込児童数）の推移（各年度5月1日）



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (~小3)	H27 (~小6)
児童数	8,556	8,475	8,336	8,385	8,154	8,081	7,954	7,838	7,779	15,873
利用児童数	1,643	1,689	1,813	1,905	1,941	1,956	2,063	2,245	2,407	2,476
待機児童数	198	195	111	71	93	138	96	100	139	288
ニーズ量合計	1,841	1,884	1,924	1,976	2,034	2,094	2,159	2,345	2,546	2,764
児童数に占めるニーズ量の割合	21.5%	22.2%	23.1%	23.6%	24.9%	25.9%	27.1%	29.9%	32.7%	17.4%

本市における設置・運営形態及び設置場所等別の  
放課後児童健全育成事業の実施状況（平成27年度）

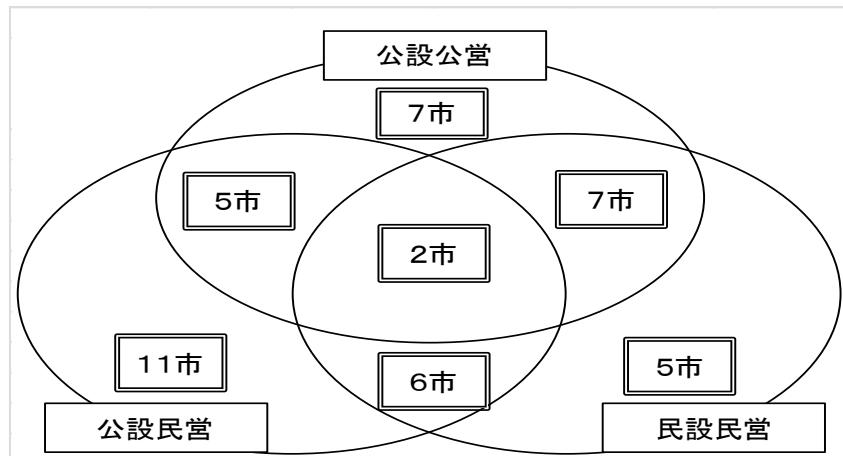
設置・運営形態	設置場所等	か所数	定員	定員ベース構成割合
公設公営	校舎内専用	28	1,139	42.9%
	校舎内兼用	1	25	0.9%
	学校敷地内	20	838	31.6%
	民間住宅借上げ	14	465	17.5%
	公共施設活用	2	56	2.1%
	うち1か所兼用	1	25	—
	地域施設活用（兼用）	1	40	1.5%
民設民営	小計	66	2,563	96.6%
合計		68	2,653	100.0%

※平成27年第2回定例会補正予算措置分を含む

中核市における放課後児童健全育成事業の実施状況（平成26年度）

市名等	利用児童数の割合	小学校1年生～3年生の児童数	放課後児童健全育成事業利用児童数	市名等	利用児童数の割合	小学校1年生～3年生の児童数	放課後児童健全育成事業利用児童数
1 高知市	41.0%	8,212	3,363	23 宇都宮市	23.8%	14,072	3,350
2 長野市	39.2%	9,902	3,886	24 東大阪市	23.5%	11,445	2,688
3 久留米市	39.1%	8,137	3,181	25 那覇市	23.4%	9,915	2,324
4 福山市	33.1%	12,702	4,210	26 前橋市	22.4%	8,328	1,869
5 金沢市	31.5%	11,711	3,690	27 大津市	21.8%	9,327	2,035
6 長崎市	31.5%	9,887	3,110	28 姫路市	21.5%	15,109	3,243
7 旭川市	28.6%	7,838	2,245	29 郡山市	21.1%	8,139	1,715
8 高槻市	28.4%	9,374	2,666	30 函館市	20.6%	5,312	1,096
9 下関市	27.7%	6,356	1,758	31 西宮市	20.6%	13,713	2,829
10 青森市	27.6%	7,002	1,935	32 柏市	20.6%	10,456	2,151
11 奈良市	27.1%	7,960	2,161	33 盛岡市	19.8%	7,219	1,429
12 高松市	26.3%	11,593	3,049	34 川越市	19.3%	8,743	1,688
13 松山市	26.0%	13,104	3,407	35 豊田市	19.1%	12,220	2,330
14 高崎市	25.7%	10,176	2,619	36 富山市	18.9%	10,557	1,994
15 枚方市	25.7%	11,013	2,825	37 尼崎市	18.7%	10,896	2,037
16 宮崎市	25.5%	11,210	2,862	38 いわき市	18.5%	8,791	1,625
17 鹿児島市	24.8%	16,124	4,002	39 岐阜市	18.0%	10,256	1,850
18 大分市	24.7%	13,156	3,256	40 岡崎市	17.3%	10,861	1,881
19 和歌山市	24.7%	8,412	2,081	41 秋田市	13.9%	7,220	1,007
20 豊中市	24.7%	10,445	2,576	42 豊橋市	11.8%	10,367	1,224
21 倉敷市	24.5%	13,740	3,373	43 横須賀市	11.5%	9,647	1,105
22 船橋市	24.5%	16,375	4,004				

中核市における放課後児童健全育成事業の設置及び運営形態別実施状況（平成26年度）



	公設公営	公設民営	民設民営	合計
小1～小3	44,700人	41,261人	15,278人	101,237人
小4～小6	3,586人	4,499人	3,940人	12,025人
合計	48,286人 (42.6%)	45,760人 (40.4%)	19,218人 (17.0%)	113,262人 (100.0%)

## （2）施策推進における有効性及び課題

保育ニーズへの対応を図るため、引き続き、本事業の実施が必要であるが、従前どおりの公設公営（留守家庭児童会）による専用区画での整備については、以下の課題がある。

### 【設置・運営形態面での課題】

#### ア 保育環境の充実

平成27年5月1日時点で、留守家庭児童会61か所のうち、条例の基準を満たしておらず、分割等が必要な留守家庭児童会が21か所となっている。これらについて、従前の留守家庭児童会を中心とした取組だけでは、待機児童の解消を図りつつ、条例に対応していくことは、配置する支援員や実施場所の確保等から困難である。そのため、幼稚園等の既存施設等を活用しながら、民設民営での設置・運営を促進していくことが必要である。

#### イ 利用者に対する選択肢の提供

保育ニーズに係る利用者の選択肢として、現状は、留守家庭児童会がほぼ唯一のものとなっている。平成27年度から民間事業者に対する補助を実施しているが、これらにおいては、利用者負担月額10,000円程度を利用者から徴収しており、留守家庭児童会負担金月額3,000円（見直しを検討中）と比べて、負担額の差が大きい状況となっている。今後、民設民営による事業を利用する上で、利用者負担の差が大きな支障とならないよう工夫が必要である。

### 【留守家庭児童会の効果的な事業展開を図るまでの課題】

#### ア 設置場所についての考え方の整理

留守家庭児童会において待機が生じる場合は、児童数の増加等により校舎内において専用スペースの確保が困難な状況が一般的である。そのため、これまでには、近隣の民間住宅借上げにより対応してきたが、これについては、開設費及び運営費において、他の手法に比べてコストが高い状況にある。

設置・運営形態及び設置場所等別の開設及び運営に係るコストの比較（単位：万円）

設置・運営形態	設置場所等	開設	運営	備考
公設公営	校舎内専用	333	400	
	校舎内兼用	217	400	
	学校敷地内	2,245	424	
	民間住宅借上げ	452	484	
	公共施設活用	255	489	使用料有の場合
	地域施設活用	333	484	
民設民営		—	285	H27 当初予算ベース

※開設に係るコストは、平成21年度から平成26年度に開設したものの平均

#### イ 関連業務のスリム化

留守家庭児童会の業務は、利用者に関すること、施設等の維持管理に関するここと、支援員の労務管理に関するこのほか、毎年度、実施している新規開設に関することなど多岐に渡っており、支援員に対する研修企画や保育環境の充実等、重視するべき業務について十分な対応が図られていない状況となっている。そのため、関連業務のスリム化が必要である。

区分	業務の性質及び主な内容
利用者に関すること	○恒常的な業務 利用申込の受付、利用要件の審査、負担金の賦課及び徴収管理、待機児童の保護者への対応等
施設等の維持管理に関すること	○恒常的な業務 各種消耗品の購入及び配置、小規模修繕の実施等
支援員の労務管理に関すること	○恒常的な業務 支援員（約 270 人分）の労務管理、代替指導員の手配、支援員の人事異動等
新規開設に関すること	○臨時的な業務 開設場所の確保に時間と協議等を要するほか、場所によっては一部改修等が必要。開設までに、概ね 3 か月程度を要する。 H25 年度から H27 年度（第 2 回定例会補正まで）における新規開設の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ H25 年度 5 施設</li><li>・ H26 年度 6 施設（分割含む）</li><li>・ H27 年度 5 施設</li></ul> ※いずれも各年度内に新規開設したもの
関係者との連絡調整に関すること	○恒常的な業務 開設場所の多くを占める学校との連絡調整等
その他関連事業	○恒常的な業務 タクシー移送により、近隣の留守家庭児童会の利用を可能とする取組を行っている。

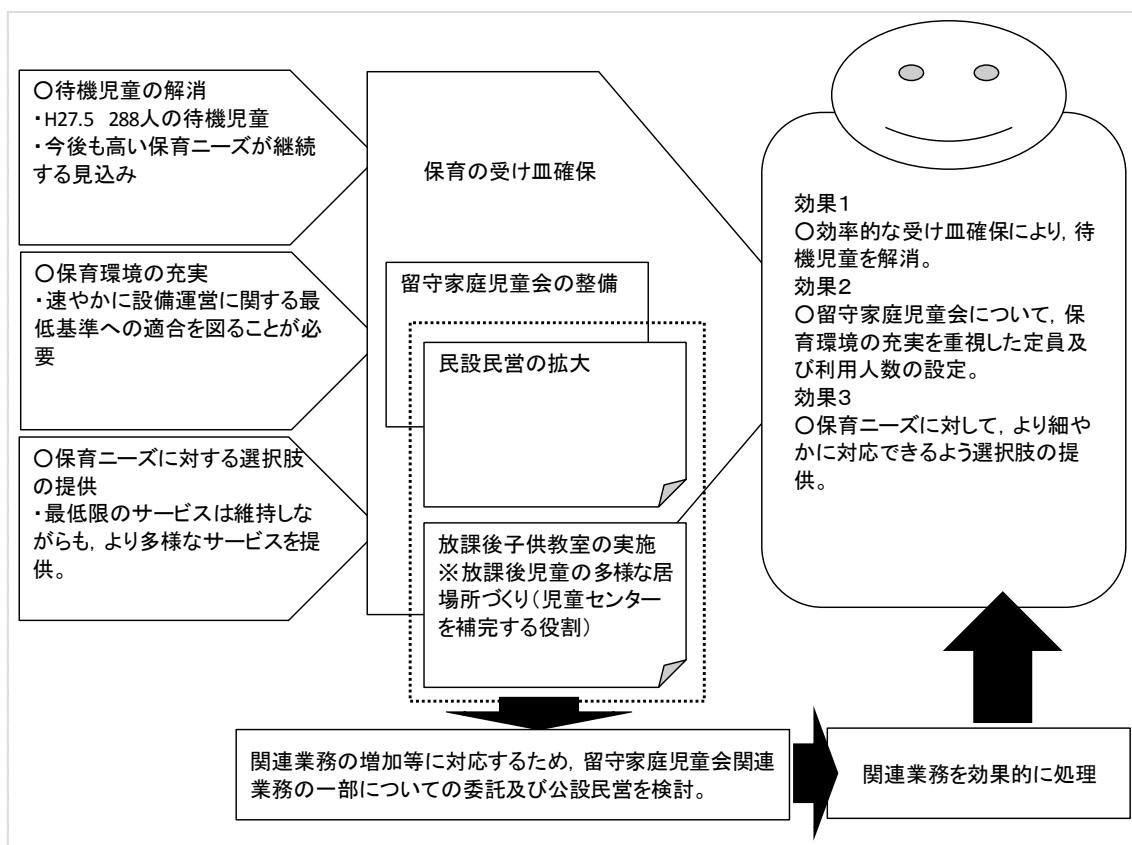
### (3) 今後の取組内容

施策推進における有効性及び課題を踏まえ、本市における放課後児童健全育成事業の基本的な進め方として、従前の留守家庭児童会による取組のほか、民設民営の拡大を新たな柱として保育の受け皿確保を進めていく。

さらに、放課後子供教室等の保育の必要性にかかわらず全ての児童を対象とする取組により、保育の必要性が比較的小さい子どもの受け皿としても対応していく。

なお、これらの民設民営の拡大や放課後子供教室等の新たな業務に対応するため、留守家庭児童会関連業務の一部についての委託又は公設民営に向けた検討を進めていく。

保育ニーズへの対応に係る取組のイメージ



## ア 具体的な取組内容

### (ア) 民間事業者の取組促進及び利用者に対する選択肢の提供に向けて

今年度から、放課後児童健全育成事業として設備及び運営に関する条例の基準を満たしている2つの民間事業者に対する補助を実施している。これ以外にも、小学校児童を対象とした保育等を提供しているものが複数存在しているほか、幼稚園において、新たに実施を検討しているものもある。

これらについて、画一的に設備及び運営に関する条例への適合を求めていくことは、参入のハードルが高いため、児童福祉としての最低限の質を担保しつつ、民間事業者の状況に応じて、より関わりやすいものとなるよう複数の選択肢を検討していく。

また、利用者にとって民設民営の取組が、選択肢の一つとなりうるよう現行の留守家庭児童会負担金との利用料の差額を一定程度縮小する取組として、保育の必要のある者がこれらの施設を利用する際の利用者負担軽減措置を検討する。

これらの取組により、当面、本市の保育ニーズの1割程度（定員250人分）を民設民営における取組へ移行できることを当面の目標とする。

児童福祉事業として最低限の質の担保	民間における事業等の状況	市の支援の内容		
		事業等のPR	利用者に対する負担軽減に係る支援	運営費に対する補助
	保育を必要としている子どもに対応していない	○	×	×
	保育を必要としている子どもに対応しているが設備及び運営に関する条例に適合していない。	○	○	×
	保育を必要としている子どもに対応しており設備及び運営に関する条例に適合している。	○	○	○

#### (イ) 留守家庭児童会の扱い

留守家庭児童会については、現在、新規開設に当たり、学校等と協議をしながら、設置場所（校舎内、学校敷地内、公共施設、地域施設、民間住宅借上げ）や設置形態（専用スペース又は兼用スペース）を検討している。

特に、平成27年度から兼用スペースでの設置を始めており、設置に当たつての選択肢が増えている。

そのため、新規開設や既存の留守家庭児童会についても、コスト面での比較や保護者の安心感、さらに地域住民との関わりのもと放課後子供教室併設等の可能性を含めて個々の留守家庭児童会の設置運営場所等の見直しを進めていく。

	専用スペース確保	兼用スペース確保
学校校舎内	○開設費用が安価 ※工事内容等により異なる ○運営費用が安価	○開設費用が安価 ○運営費用が安価
	○保護者の安心感が高い	
	△地域住民との関わりは比較的薄い	
学校敷地内	●開設費用が高い（プレハブ設置） ○運営費用が安価	—
	○保護者の安心感が高い	
	△地域住民との関わりは比較的薄い	
民間住宅借上げ	●開設費用が高い ●運営費用が高い	—
	△設置場所等により保護者の安心感が左右される	
	△スペース的にも地域住民との関わりは限定的	
公共施設活用	○開設費用が安価 ○運営費用が安価	○開設費用が安価 ○運営費用が安価
	△設置場所等により保護者の安心感が左右される	
	○地域住民との関わりが持ちやすい（サークル活動の状況等による）	
地域施設活用	—	○開設費用が安価 △使用料等が必要
	△設置場所等により保護者の安心感が左右される	
	○地域住民との関わりが持ちやすい	

#### (ウ) 留守家庭児童会支援員に対する取組

留守家庭児童会の支援員に対して、年10回程度、救命講習、接遇、特別な支援を要する子どもへの対応等の研修を行っている。

留守家庭児童会の支援員は、就学前教育・保育施設や小中学校の関係者と同様、旭川市子ども条例に規定する「育ち学ぶ施設の関係者」であり、その役割を担うことができるよう各種研修の充実を図ることが必要である。

そのため、平成28年4月開設予定の（仮称）総合子ども・教育センターが担う研修機能と連携し、専門性の向上や関係者間の連携等を中心に、研修体系の整理を含め、研修内容の充実に向けた検討を進めていく。

#### イ 取組のスケジュール

取組のスケジュール

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・府内連絡会議の設置</li><li>・民間事業者による取組促進策の実施</li><li>・利用者負担軽減措置の実施</li><li>・既存施設について設置場所等の見直し開始</li><li>・留守家庭児童会関連業務の一部委託及び公設民営の検討</li></ul>			

## 4 放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成

### (1) 取組の必要性

放課後の児童の居場所づくりの関連事業を推進するため、各種人材の確保と育成が必要である。特に、留守家庭児童会については、現在、約270人の支援員を配置しているが、新規開設に伴う支援員の確保に苦慮している状況であり、今後、公設民営等の検討を進めていく上でも、安定的に確保するための取組を整理することが必要である。

また、放課後子供教室については、全体のコーディネートを担う人材の確保と実施場所において中心となって継続的に活動する人材の確保が必要である。

今後、放課後児童の居場所づくりを推進するに当たり、これらの人材の確保と育成に関する取組を整理することが不可欠である。

なお、各事業に必要なスタッフの資格等は次のとおりとなっている。

#### 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（第11条第3項）抜粋

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

※(5)～(8)省略

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

補助員は、前項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

※ ただし、都道府県知事が行う研修は必要としていない。

#### 学校・家庭・地域の連携協力推進事業（実施要領Q & Aより抜粋）

##### コーディネーター

地域における様々な学習・体験・交流活動に係るプログラムを継続的・定期的に実施するための計画を企画・立案し、関係者等との実施に向けた調整や、地域で多様な知識や経験を持つボランティアの発掘など全体のコーディネートを行う人材。なお、特段の資格等は要さない。

##### 教育活動推進員

実際の教育活動の支援を中心的に担う人材であり、当日の具体的な様々な学習・体験・交流プログラムを中心的に実施する者。なお、特段の資格等は要さない。

##### 教育活動サポーター

様々な学習・体験・交流活動の実施をサポートしたり、登下校の見守り、学校環境の整備や読み聞かせなど日常的に行う活動に関わる者。なお、特段の資格等は要さない。

## (2) 取組の方向性

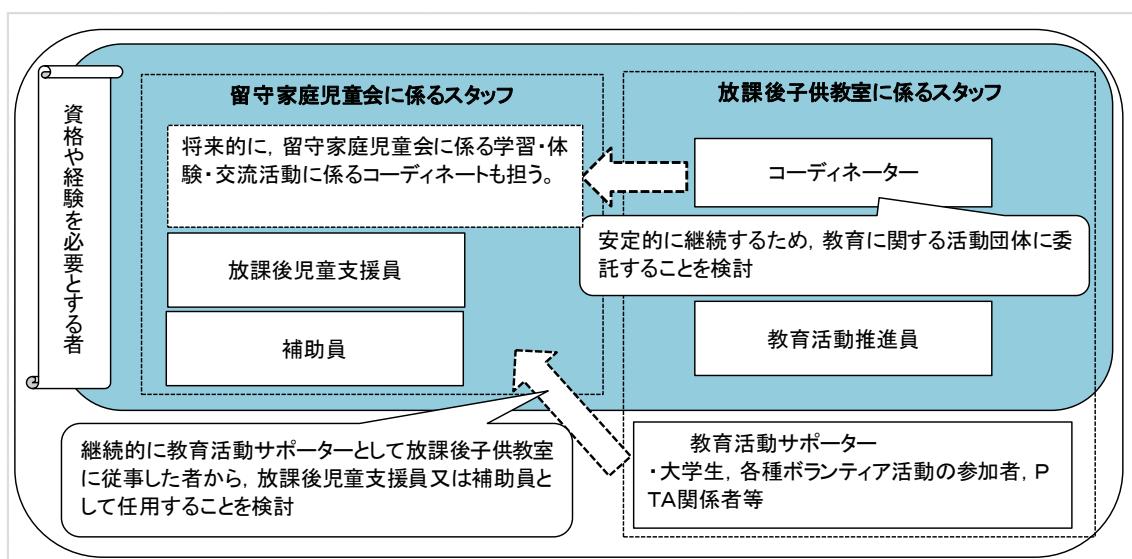
留守家庭児童会及び放課後子供教室は、いずれも放課後の児童を対象としたものであり、提供する事業内容について大きな違いはない。そのため、スタッフについても、条例等の規定を踏まえつつ、できるだけ一体的に確保及び育成を進めていくことが効果的である。

各種スタッフのうち、特に、コーディネーターについては、放課後子供教室のみならず留守家庭児童会の事業内容の充実を図る点からも、必要であるため、教育に関する活動団体に委託することを含め、安定的に確保できるよう検討する。

また、放課後子供教室において具体的な活動を行う教育活動サポーターは、特段の資格等を要するものではなく、大学生、PTA関係者、地域の高齢者等多様な市民の関わりが可能となっている。そのため、まず、教育活動サポーターの役割を担う人材の量的な拡大を図り、順次、放課後児童支援員（補助員）や教育活動推進員の確保につなげていく。

なお、これらの具体的な進め方やスタッフに対する研修内容については、今後、放課後子供教室実施（平成29年度予定）に向けた検討と併せて整理していく。

取組の方向性のイメージ



## 第4章 推進体制等

本方針を推進するためには、関連事業を所管する担当課による連携はもとより、子ども・子育て支援施策に関する部局等が共通認識を持ちながら取り組んでいくことが必要である。

そのため、関係各課による連絡会議を設置するとともに、さらに広く関係課との関わりが必要な場合や、市としての方向性に係る協議の場合には、総合教育会議や子育て支援会議等の既存の協議・情報交換の場を活用していく。

協議・情報交換の場	構成員等
総合教育会議	市長、教育委員会
子育て支援会議	市長、両副市長、子育て支援部長、学校教育部長、社会教育部長等10名
子育て支援会議幹事会	子ども育成課長、青少年担当課長、教育政策課長、社会教育課長、公民館事業課長等21名
関係各課による連絡会議	子ども育成課長、青少年担当課長、学校施設担当課長、公民館事業課長

また、子ども・子育て支援施策推進の視点から専門的な調査審議が必要な場合は、旭川市子ども・子育て審議会に諮問し、その意見を参考としながら本方針を推進していく。

## 参考資料

### 1 方針の文言整理

記述場所	文言	意味

### 2 方針の策定経過